

01/06/2007

日本における戦時加算に関する決議

状 況：2007年6月1日、ブリュッセルで開催された年次総会において
全会一致で採択

期 日：2007年6月1日

著作権協会国際連合—CISAC は、ブリュッセル（ベルギー）で 2007 年 6 月 1 日に開催された総会において、

連合国および日本国の間で締結された平和条約 15 条(c)の規定に基づき、

1. 連合国民が戦争開戦前に著作権を取得した場合は、日本国が 1941 年 12 月 7 日から平和条約が効力を生じた日の前日までの期間に相当する日数を通常の保護期間に加算する措置（「戦時加算¹」という）を日本国において享受し、かつ
2. 連合国民が戦争中に著作権を取得した場合は、当該取得時から平和条約が効力を生じた日の前日までの期間に相当する日数を通常の保護期間に加算する措置を日本国において享受する

ことに留意しつつ、かつ

日本国が、戦後から今日に至るまでの 60 年以上にわたり一貫してこの戦時加算義務を果たしてきたこと、及び日本の加盟団体が戦時加算義務の解消を強く希望していることに鑑み、

以下のことを決議する。

1. CISAC は、加盟団体が会員に対し上述の権利を行使しないよう働きかけることを要請する。
2. 行使しないこととする時期については、日本の著作権保護期間が著作者の生存中および死後 70 年までに延長される時期等を基準に、当該加盟団体の判断に委ねる。

CISAC はこの決議を日本国政府に伝える。

¹ 戦時加算は日本国のみ課せられている義務。日本国が連合国との間で 1952 年に締結した「日本国との平和条約」15 条(c)の規定に基づき、連合国民が太平洋戦争前又は戦争中に取得した著作権について、通常の保護期間に戦争期間を加算して保護しなければならない。加算する期間は、連合国民が開戦の日の前日時点で有していた著作権については 1941 年 12 月 7 日から平和条約発効の前日までの日数、開戦の日以降に取得した著作権については著作権取得の日から平和条約発効の前日までの日数となる。

連合国民の中で、戦時中に著作権条約により日本国において保護義務があった15ヶ国（アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、オランダ、ノルウェー、ベルギー、ギリシャ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、ブラジル、スリランカ、レバノン、パキスタン）の国民が戦時加算の対象となる。

各国の平和条約の批准時期によって加算日数は異なるが、その期間は、多くの国では約10年5か月(3,794日)である。